東かがわ市告示第131号

東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年10月１日

東かがわ市長　上村　一郎

東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱（令和８年東かがわ市告示第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第２（第４条関係）

略
<table>
<tr><th>補助対象事業</th><th>補助対象経費</th><th>補助率等</th><th>補助
上限額</th></tr>
<tr><td>経営改善</td><td>稼働している車両※1の維持管理に要する経費</td><td>定額</td><td>１台につき
10万円</td></tr>
<tr><td>担い手確保</td><td>第二種運転免許取得費※2の取得にかかる経費</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
※１　稼働している車両とは、申請年度の12月末日時点で現に営業運行の用に供している事業用車両をいう。

※２　第二種運転免許取得費とは、第二種運転免許（普通、中型等は問わない）の取得に係る経費をいう。なお、第二種運転免許取得の日から、市内の一般乗用旅客自動車運送事業者で１年以上従事することが見込まれる者の第二種運転免許取得に係る経費に限る。
</td><td>
別表第２（第４条関係）

福祉輸送限定事業者の補助対象事業、補助対象経費、補助率等、補助上限額
<table>
<tr><th>補助対象事業</th><th>補助対象経費</th><th>補助率等</th><th>補助
上限額</th></tr>
<tr><td>担い手確保</td><td>第二種運転免許取得費※の取得にかかる経費</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
※　第二種運転免許取得費とは、第二種運転免許（普通、中型等は問わない）の取得に係る経費をいう。なお、第二種運転免許取得の日から、市内の一般乗用旅客自動車運送事業者で１年以上従事することが見込まれる者の第二種運転免許取得に係る経費に限る。
</td></tr>
</table>

改正後

様式第２号（第７条関係）

年　月　日

東かがわ市長　　様

所在地
事業者名
代表者名

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付申請書

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第７条に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　事業者種別　　一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）

２　申請区分　　□　経営改善
□　担い手確保（第二種運転免許取得にかかる経費のみ）

３　交付申請額

補助対象事業	申請額
経営改善	円
担い手確保	円
合　計	円

４　添付資料
（１）補助申請額計算書（別紙１）
（２）収支予算書（別紙２）
（３）事業計画書（別紙３）
（４）誓約書兼同意書（別紙４）
（５）交付申請年度の前年度の法人市民税の確定申告書の写し
（６）その他市長が必要と認めるもの

改正前

様式第２号（第７条関係）

年　月　日

東かがわ市長　　様

所在地
事業者名
代表者名

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付申請書

年度東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第７条に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　事業者種別　　一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）

２　申請区分　　担い手確保（第二種運転免許取得にかかる経費のみ）

３　交付申請額

補助対象事業	申請額
担い手確保	円
合　計	円

４　添付資料
（１）補助申請額計算書（別紙１）
（２）収支予算書（別紙２）
（３）事業計画書（別紙３）
（４）誓約書兼同意書（別紙４）
（５）交付申請年度の前年度の法人市民税の確定申告書の写し
（６）その他市長が必要と認めるもの

改正後

別紙１

補助申請額計算書

補助対象事業	補助対象経費等※1 ①	補助率等 ②	補助額※2 ③ (①×②)	補助上限額 ④	申請額 (③又は④の低い額)
経営改善	台	100 千円	千円		千円
担い手確保		10 分の 10	千円	1,000 千円	千円
合　計　額					円

※１　補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

※２　千円未満の端数は切捨てること。

別紙２

収支予算書

１　収入の部

区　　分	予　算　額（円）	摘　　要
計		

２　支出の部

事業名	予　算　額（円）	摘　　要
経　営　改　善		
担　い　手　確　保		
計		

改正前

別紙１

補助申請額計算書

補助対象事業	補助対象経費等※1 ①	補助率等 ②	補助額※2 ③ (①×②)	補助上限額 ④	申請額 (③又は④の低い額)
担い手確保		10 分の 10	千円	1,000 千円	千円
合　計　額					円

※１　補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

※２　千円未満の端数は切捨てること。

別紙２

収支予算書

１　収入の部

区　　分	予　算　額（円）	摘　　要
計		

２　支出の部

事業名	予　算　額（円）	摘　　要
担　い　手　確　保		
計		

改正後

別紙３

事業計画書

１　補助対象事業

事業実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
事業実施の内容 （事業の実施によって期待される効果を具体的に記載すること。）	

２　事業費　　（単位：円）

積算内訳	金額（税抜）	左のうち補助対象経費	
		金額（税抜）	備考
合　計			

改正前

別紙３

事業計画書

１　補助対象事業

事業実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
事業実施の内容 （事業の実施によって期待される効果を具体的に記載すること。）	

２　事業費　　（単位：円）

積算内訳	金額（税抜）	左のうち補助対象経費	
		金額（税抜）	備考
合　計			

改正後	改正前
別紙４ 誓約書兼同意書 東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。また、市が暴力団排除に必要な場合には、香川県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。 記 １　東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第２条各号に掲げる要件を全て満たしています。 ２　次に掲げる者のいずれにも該当しません。 ①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） ②　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ③　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者 ④　①から③に掲げる者のいずれかが役員等　（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体 ３　市税の納付状況について、市が調査することに同意します。 ４　申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。 年　　月　　日 東かがわ市長　様 所在地 事業者名 代表者名	別紙４ 誓約書兼同意書 東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。また、市が暴力団排除に必要な場合には、香川県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。 記 １　東かがわ市タクシー事業確保維持費補助金交付要綱第２条各号に掲げる要件を全て満たしています。 ２　次に掲げる者のいずれにも該当しません。 ①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） ②　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ③　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者 ④　①から③に掲げる者のいずれかが役員等　（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体 ３　市税の納付状況について、市が調査することに同意します。 ４　申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。 年　　月　　日 東かがわ市長　様 所在地 事業者名 代表者名

附　則

この告示は、令和８年 10 月１日から施行する。